

目次

ココア・チョコレート製品
ソフトキャンディー・ハードキャンディー

ココア・チョコレート製品

規格項目	コーデックス規格	FSS（食品規格及び食品添加物）規則（2011年、改正2017年）	FSS規則
規格名	FCSCコード5.0; 5.1	2.7.4 チョコレート 付録A II 食品区分説明書 5.1 類似品およびチョコレート代替品を含むココア製品およびチョコレート製品	他のGMP、HACCP、ISOによる基準は全て任意であり、顧客および地方特有のニーズに応じて製造者が採用する。 インド基準局の任意基準の多くはGMP、安全性、製造、および製品品質のISシリーズとして入手可能である。これらの基準は全て任意である。
範囲	5.1 全てのチョコレート及びココア製品	5.1.1 ココア混合物（粉末）およびカカオマス 5.1.2 ココア混合物（シロップ） 5.1.3 ココアおよびチョコレート製品 5.1.4 チョコレート代替物およびその製品	

<p>説明</p>		<p>5.1.1 ココア混合物（粉末）およびカカオマス： 他のチョコレート製品の製造またはココアベース飲料の調製に用いられる種々の製品が含まれる。大部分のココア製品は、カカオ豆から殻などを完全に取り除いたカカオニブを原料としている。カカオマスはカカオニブを機械的に粉砕して得られる。目標とするチョコレート完成品によっては、カカオニブまたはカカオマスにアルカリ化工程処理を施して風味を豊潤にする。カカオダストとは、風選および胚の除去によって製造されるカカオ豆の破片である。ココア粉末は、圧搾（搾油機などで）によりカカオマスまたはカカオリカーの含有脂肪量を低減させた後、型に入れて圧縮カカオ塊としたものを粉砕・製粉して製造される。カカオリカーとは、カカオニブを焙煎、乾燥、粉砕、製粉して製造される、均一で流動性のあるペーストである。ココア-砂糖混合物はココア粉末および砂糖のみを含有する。飲料用チョコレート粉末は、カカオリカーまたはココア粉末および砂糖から製造され、香料（バニリンなど）が添加されることもある。例として飲用チョコレート粉末、朝食用ココア、ココアダスト（細粒）、カカオニブ、カカオマス、カカオ圧縮塊、カカオリカー、ココア混合物（温かい飲料を調製するための粉末）、ココア-砂糖混合物、および菓子製造用砂糖-ココア乾燥混合物が挙げられる。最終的なココア飲料およびチョコレートミルクは区分 1.1.2 に含まれ、大部分の最終チョコレート製品は区分 05.1.4 に含まれる。</p> <p>5.1.2 ココア混合物（シロップ）： カカオリカーに細菌アミラーゼを添加して製造されることのある製品。この酵素で、ココアでんぷんの可溶化および糊化によるシロップの濃化および固化を防止する。チョコレートミルクまたは温かいチョコレート飲料の調製に用いる製品が含まれる。チョコレートシロップは、区分 5.4 に記載のフizziソース（アイスクリームサンデー用など）とは異なる。</p> <p>5.1.3 ココア及びチョコレート製品： チョコレートはカカオニブ、カカオマス、圧縮カカオ塊、ココア粉末、またはカカオリカーを用いて製造され、砂糖、ココアバター、芳香物質または香料、および任意の材料（ナッツなど）の添加の有無にはかかわらない。本区分はチョコレート用である。製菓用には規格を満たすチョコレートが用いられ、チョコレートをかけたナッツおよび果実（レーズンや、カシューナッツ、アーモンドなど）や、チョコレートをかけたキャラメルおよびウエハースなど、他の材料が含まれることがある。 本区分には、食品区分 05.2 の範囲内の菓子のチョコレート部分のみが含まれる。例としてボンボン、ココアバター菓子（ココアバター、乳固形分、および砂糖から成る）、ホワイトチョコレート、チョコレートチップ（ベーカー用など）、ミルクチョコレート、クリームチョコレート、スイートチョコレート、ビターチョコレート、コーティング用チョコレート、砂糖ベースの「殻」および着色されたデコレーションでコーティングされたチョコレート、フィリング入りチョコレート（歯ごたえの異なる中心部と外部コーティングから成り、区分7.2.1 および 7.2.2 の小麦粉菓子およびペストリー製品を除く）、可食材料およびチョコレート複合物を加えたチョコレートが挙げられる。本区分には、ヨーグルトやシリアル、蜂蜜をかけたナッツ（区分 15.2）は含まれない。</p> <p>5.1.4 チョコレート代替物およびその製品： ココアベースであるか否かに拘わらず、チョコレート風の製品を含み、イナゴマメチップスのようにチョコレート同様の風味を有している。ココアバター以外に5%以上の植物性脂肪を含むココアベースの製品は、チョコレート規格範囲から除外されている。これらのチョコレート風の製品は、オプション成分を追加することができ、充填菓子を含めることができる。この区分は食品区分5.2のうち、任意の菓子のチョコレート風の部分のみが含まれる。</p>	
<p>必須成分および品質要因</p>		<p>詳細はFSS（食品規格及び食品添加物）規則（2011年）2.7.4項参照</p>	
<p>食品添加物</p>		<p>FSS（食品規格および食品添加物）規則（2011年）の付録Aに準拠する</p>	
<p>汚染物質</p>		<p>規定はない</p>	
<p>衛生</p>		<p>GMPガイドラインによる</p>	

重量および容量		法定度量衡（包装済み商品）改正規程（2017年） 包装サイズは本規格の付則2による。	
表示		FSS（包装および表示）規定2011年に準拠する	
分析およびサンプリング法		FSSAI飲料、砂糖・砂糖製品および菓子のための検査マニュアル案第4（2015年）による。インド基準局によるこれらの分析も容認される。 [外部リンク]	

ソフトキャンディー・ハードキャンディー

規格項目	コーデックス規格	FSS（食品規格及び食品添加物）規則（2011年、改正2017年）	FSS規程
規格名	FCSコード5.2	付録A II 食品区分説明 5.2 ハードキャンディー、ソフトキャンディー、ヌガーなどが含まれる菓子で、食品区分 5.1、5.3、および 5.4以外の菓子	FSSAI認可は以下による Many voluntary standards by Bureau FSS（包装および表示）修正規定2015年 他のGMP、HACCP、ISOによる基準は全て任意であり、顧客および地方特有のニーズに応じて製造者が採用する。 インド基準局の任意基準の多くはGMP、安全性、製造、および製品品質のISシリーズとして入手可能である。これらの基準は全て任意である。

<p>範囲</p>		<p>主に砂糖および砂糖代替食品を含有する全てのタイプの製品が含まれ、ココア含有の有無にはかかわらない。</p> <p>5.2.1 ハードキャンディー：水および砂糖（単純なシロップ）、着色料および香料を用いた製品、ならびにこれらの類似食品であり、フィリングおよびココア含有の有無にはかかわらない。トローチ、ロゼンジ（円形の甘い調剤キャンディー）が含まれる。これらのタイプの製品は、食品区分 5.1.4 の範囲内のチョコレート製品のフィリングとして用いられることがある。</p> <p>5.2.2 ソフトキャンディー：キャラメル（砂糖シロップ、脂肪、着色料、および香料を含有）などの噛むことに適した柔らかい製品、ならびにその類似食品が含まれる。ココアおよび乳を含有する（タフィーやチョコレート風味のキャラメル）ことがある。製品にはゼリーベースのキャンディー（ゼリーや、ゼラチン、ペクチン、着色料および香料を用いて製造されたゼリー菓子、砂糖でコーティングされた果実ペーストゼリーなど）、砂糖菓子、マシュマロ、アイスキャンディー、紐状キャンディーが含まれる。これらのタイプの製品は、食品区分 5.1.4の範囲内のチョコレート製品のフィリングとして用いられることがある。一定のシリアルバーやナッツキャラメルバーも本区分に該当することがある。</p> <p>5.2.3 ヌガーおよびマジパン： ヌガーは、焙煎・製粉されたナッツ、砂糖、およびココア、ならびにこれらの類似食品から成り、そのまま消費される、あるいは食品区分 5.1.4の範囲内のチョコレート製品のフィリングとして用いられることがある。マジパンは、アーモンドペーストおよび砂糖、ならびにこれらの類似食品から成り、直接消費用に成形・着色される、あるいは食品区分5.1.4の範囲内のチョコレート製品のフィリングとして用いられることがある。例としてピーナッツチッキ、ガジャック、シリアルバー、膨化米チッキ、シリアルナッツバーが挙げられる。</p>	
<p>説明</p>		<p>詳細は項目No.3に記載</p>	
<p>必須成分および品質要因</p>		<p>項目No.3に記載</p>	
<p>食品添加物</p>		<p>FSS（食品規格および食品添加物）規則（2011年） 付録AIV食品中の食品添加物の使用 5.2、5.2.1、5.2.2、5.2.3に準拠する</p>	
<p>汚染物質</p>		<p>規定はない。</p>	
<p>衛生</p>		<p>GMPIによる</p>	
<p>重量及び容量</p>		<p>法定度量衡（包装済み商品）改正規程（2017年） 包装サイズは本規格の付則2による。</p>	
<p>表示</p>		<p>FSS（包装および表示）規定2011年</p>	
<p>分析及びサンプリング法</p>		<p>FSSAI飲料、砂糖・砂糖製品および菓子のための検査マニュアル案第4（2015年）による。[外部リンク] </p> <p>インド基準局によるこれらの分析も容認される。</p> <p>個別区分で実施されるサンプリングおよび検査法については、インド基準下の任意基準も入手可能である</p>	